

(写)

豊島区監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、  
令和元年度財政援助団体等監査の結果を別添のとおり公表する。

令和2年3月2日

豊島区監査委員	永	田	謙	介
同	中	川	貞	枝
同	鈴	木	善	和
同	星		京	子



令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和2年2月

豊島区監査委員



# 目 次

	ページ
<b>第1 監査の概要</b> . . . . .	1
1. 監査の目的及び対象 . . . . .	1
2. 監査の対象範囲 . . . . .	2
3. 監査の観点 . . . . .	2
4. 監査の実施期間 . . . . .	3
5. 監査の方法 . . . . .	3
6. 監査結果の基準 . . . . .	4
<b>第2 監査の結果</b> . . . . .	5
1. 豊島区土地開発公社について . . . . .	5
2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について . . . . .	7
3. 公益社団法人豊島区シルバー人材センターについて . . . . .	12
4. 共同事業体としまのちからについて . . . . .	14
5. 総括意見 . . . . .	18
<b>第3 監査結果に対する改善等措置の報告</b> . . . . .	21
<b>資料編（団体別概要）</b> . . . . .	22
I 豊島区土地開発公社 . . . . .	22
II 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団 . . . . .	27
III 公益社団法人豊島区シルバー人材センター . . . . .	38
IV 共同事業体としまのちから . . . . .	41
(サントリーパブリシティサービス株式会社、株式会社東京ドームファシリティーズ、 株式会社プロントコーポレーション)	



## 第1 監査の概要

### 1. 監査の目的及び対象

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、豊島区（以下「区」という。）が財政援助等を行っている団体に対して、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて監査を実施した。

監査の対象とした団体は、①出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）②補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）③指定管理者（公の施設の管理を行わせている団体）である。また、併せて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管課の指導・監督が適切に行われているかなどについて監査を実施した。

今回監査を実施した団体及び所管課は次のとおりである。

#### (1) 監査対象団体及び所管課等

監査対象団体等	所管課（監査対象課）
豊島区土地開発公社 【出資団体・補助金等交付団体】	総務部 財産運用課
社会福祉法人豊島区社会福祉事業団 【出資団体・補助金等交付団体】	保健福祉部 福祉総務課、高齢者福祉課 子ども家庭部 保育課
公益社団法人豊島区シルバー人材センター 【補助金等交付団体】	保健福祉部 福祉総務課
共同事業体としまのちから 【指定管理者】 *指定管理施設：としま産業振興プラザ	文化商工部 生活産業課

(2) 政策経営部行政経営課に対して、制度全般の所管課として、外郭団体及び指定管理者制度に係る事項の監査を実施した。

## 2. 監査の対象範囲

区が出資した基本財産の管理状況及び主に平成30年度において区が交付した補助金等の執行状況、区が指定管理者に行わせている公の施設の管理状況など、出資団体、補助金等交付団体、指定管理者への財政援助等に係る出納その他の事務の執行について監査を実施した。

## 3. 監査の観点

区が支出した公金が、団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行・運用されているかなどについて、監査対象区分に応じて次の観点に基づき監査を実施した。

### (1) 出資団体

監査対象	監査の主な観点
団体	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。</li><li>○ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。</li><li>○ 資金の運用は適切か。</li><li>○ 経費節減は図られているか。</li><li>○ 関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。</li><li>○ 領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。</li></ul>
所管課	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 出資目的に公益上の必要性が認められるか。</li><li>○ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分に把握しているか。</li><li>○ 出資団体に対する指導・監督は適切に行われているか。</li></ul>

### (2) 補助金等交付団体

監査対象	監査の主な観点
団体	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 補助金等は補助対象事業等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。他事業への流用等はないか。</li><li>○ 補助金等交付申請、請求、受領手続き及び実績報告等は適時、適正に行われているか。</li><li>○ 補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われているか。</li><li>○ 関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。</li><li>○ 領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。</li></ul>
所管課	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 補助金交付に係る規程（条例・規則・要綱等）は整備されているか。</li><li>○ 補助金等の交付目的と補助対象事業等の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。</li><li>○ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。</li><li>○ 実績報告書等により、補助効果の確認及び支出の実態を十分に把握しているか。</li><li>○ 補助金等交付団体に対する指導・監督は適切に行われているか。</li></ul>



### (3) 指定管理者

監査対象	監査の主な観点
団 体	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 公の施設の管理は施設の目的や指定管理者制度の目的、趣旨を達成するものになっているか。</li><li>○ 施設の管理運営業務は事業計画に沿って適切に実施されているか。</li><li>○ 利用料金収入や施設管理の収支に係る会計経理は適正に行われているか。</li><li>○ 公の施設の管理に係る関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。</li></ul>
所 管 課	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 指定管理者の募集方法、選定方法、協定内容、管理運営経費等の取扱い、事業報告、事業評価等運用上の措置・手続きに関して「指定管理者制度運用指針」に沿った運用が行われているか。</li><li>○ 指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況について報告を求め的確に把握し、必要に応じて実地の調査や指示が行われているか。</li><li>○ 指定管理者に対する指導・監督は適切に行われているか。</li></ul>

#### 4. 監査の実施期間

令和元年10月1日から令和元年11月11日まで

#### 5. 監査の方法

監査委員監査をより効率的かつ効果的に進めるため事務局職員による事務監査を先行して10月1日から10月11日まで実施するとともに、専門的視点から監査を補完するため公認会計士による会計関係書類の検査を10月1日から10月7日まで実施した。

事務監査及び公認会計士による検査は、監査対象団体及びその所管課から提出、提示を受けた関係資料に係る計数等の内容について確認し、各団体職員等から説明を受け、質疑応答を行った。

監査委員監査は、事務監査及び公認会計士による検査結果を踏まえ、11月5日から11月11日まで実施した。監査委員監査においては、提出された監査資料に基づき各団体職員等から説明を受け、質疑応答を行うとともに、指定管理施設の管理状況等に係る現地視察を行った。

なお、豊島区土地開発公社については、星京子監査委員が平成30年5月28日から平成31年5月27日まで豊島区土地開発公社の評議委員であったことから、地方自治法第199条の2の規定により、星京子監査委員を除斥して監査を行った。

## 6. 監査結果の基準

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査の結果及び地方自治法第 199 条第 10 項の規定による意見は、次の「監査結果における指摘事項等の基準」(平成 29 年 1 月 16 日豊島区監査委員協議会決定)に基づき述べる。

### [監査結果における指摘事項等の基準]

#### 1. 指摘事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況にあるもののうち、その内容が重大と認められる事項
- ② 不適正な執行状況にあり、その結果が区の事務事業に著しい支障をきたすと認められる事項または区政に対する不信を招くおそれがあると認められる事項
- ③ 過去に指摘事項または指導事項としたもののうち、必要な改善措置がなされていないと認められる事項(特別な事情があると認められるものを除く。)
- ④ その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき重大な事項

#### 2. 指導事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況その他不適正な執行状況にあるが、その内容または結果から指摘事項とするに至らないと認められる事項(軽微な誤謬等によるもので、他に影響が少ないと認められるものを除く。)
- ② その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき事項

#### 3. 意見・要望

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資することを目的に表明する次の事項

- ① 行政運営上の諸課題または事務事業の執行等について、経済性、効率性、有効性等の観点から改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ② 法令、各種通知等に違反するものではないが、事務処理上、改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ③ その他表明すべき事項

## 第2 監査の結果

### 1. 豊島区土地開発公社について (所管課:財産運用課)

#### 【1】指摘事項

指摘事項は認められなかった。

#### 【2】指導事項

##### (1) 購入した土地代金と補償金の仕訳について

平成30年度に豊島区土地開発公社(以下「公社」という。)が購入した土地のうち1件について、底地権の所有者と借地権の所有者が異なるケースがみられた。この借地権の購入金額については、補償金(残地・借地権補償費)として計上されていた。

契約書の表題は、「借地権消滅補償契約書」となっているが、実態は借地権の購入である。また、底地権と借地権をあわせて土地と認識されるものであり、借地権の購入金額は土地の購入金額の一部として計上すべきであった。

公社は、今後、契約書の文言にとらわれず、取引の実態に基づき適正な会計処理をされたい。

#### 【3】意見・要望

##### (1) 公社の必要性について

公社の必要性については、かねてより他の自治体でも議論されてきており、廃止を決めた自治体も見られるところである(港区、文京区、江戸川区の3区が廃止)。

区では、公社が迅速かつ柔軟に対応することで、計画的なまちづくりに貢献しているとして現時点での必要性を説明している。しかしながら、土地購入のために必要な資金は、すべて民間の金融機関からの借入金であり、借入利息の返済には、区からの補助金が充てられているため、借入利息の分、区の負担が増えるなどのマイナス面もみられる。

公社及び財産運用課は、引続き公社の必要性についての議論を深められたい。

##### (2) 土地購入資金の借入金利について

公社が土地の購入のために銀行から借入れを行う際の借入金利は、協調融資銀行団と締結した協定に基づき、幹事銀行の短期プライムレート(1.475%)を適用している。しかしながら、区よりも低い金利で土地の購入資金を借り入れている自治体もあるため、さらなる負担軽減に努めるべきである。

また、会計課は基金の運用を行うことから、金融機関とのコネクションがあり、金利に関する情報を持っていると思われる。会計課職員も公社の職員を兼務していることから、会計課は公社及び財産運用課と共に、土地の購入に関わる借入金利についても調査・研究を深め、より有利な内容とできるよう交渉に努められたい。

### (3) 公社の情報公開について

公社の財務情報については、区のホームページに掲載されていないなど、情報公開が進んでいない面が見られた。

公社の必要性を区民に分かりやすく説明するためにも、実施事業の詳細な説明や、財務情報の公開は重要である。

区民に対する説明責任を果たすため、分かりやすい資料を作成したうえで、情報公開を推進されたい。

## 2. 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団について (所管課:福祉総務課、高齢者福祉課、保育課)

### 【1】指摘事項

#### (1) 保育事業会計における経理処理の過誤について

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団(以下「事業団」という。)は、保育園事業3施設のうち2施設を区からの受託により運営している。

保育園の委託契約に係る委託費は、内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長からの連名通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付け府子本第254号・雇児発0903第6号、(最終改正)平成29年4月6日付け府子本第225号・雇児発0406第2号)の準拠により、当期末の支払資金残高は当該年度の委託費収入の30%以下とするよう保有限度額が定められているが、事業団は限度額を超過して保有している。

また、当該委託料の残金が高齢者事業へ貸し付けられているが、事業区分間の資金の貸付けは、当該年度内に限って認められているにもかかわらず、返済が次年度以降にまたがり、完済しないまま、更なる貸付けが行われており、その残高は平成31年3月31日現在、約1億5,327万円であった。

さらに、保育課へ報告する財務情報に関する実績報告書に不備があり、また、期末支払資金残高の目的外使用には事前に保育課との協議が必要であるにもかかわらず、その手続きが行われていなかった。

事業団からは既に自主的な報告が区にされ、また区議会へも報告済みであるが、事業団は経理処理を早急に改められたい。

保育課は、今後、不適正な経理処理がされていないかの確認を、より厳密に行うとともに、事業団の経理処理が是正されたかの確認を徹底されたい。

#### (2) 特別養護老人ホームにおける繰替金の取扱いについて

平成12年4月1日より介護保険制度が実施されたことに伴い、厚生省老人保健福祉局長から「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付け老発第188号、(一部改正)平成26年6月30日付け老発0630第1号)が通知された。

これによれば、平成12年度以降における運営費等について、「施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業へ繰替使用した場合を除き、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。」と資金の繰替使用における運用上の留意事項が示されている。

しかしながら、事業団は、介護保険事業収入により運営されている上池袋豊寿園、長崎第二豊寿園、訪問介護ステーションの各拠点会計より本部拠点

へ運転資金を貸し付けており、その残高は平成 31 年 3 月 31 日現在、約 1 億 453 万円であった。

事業団は、通知により示された運用上の取扱いを順守し、一時繰替えた資金について、速やかに是正措置を講じられたい。

出資法人を所管する福祉総務課は、事業団への指導を徹底されたい。

### (3) 消防用設備等の点検等について

消防用設備等の点検は、6 か月に 1 回の機器点検と、1 年に 1 回の総合点検が義務づけられており（平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 9 号）、また、点検結果を建物の用途によって定められた期間ごとに消防長または消防署長へ報告しなければならないとされている（消防法施行規則第 31 条の 6）。

事業団は、平成 30 年度より区から長崎第二豊寿園の施設管理を引き継いだものの、その後、消防用設備等の点検を実施していなかった。

また、消防計画、防災計画、BCP（事業継続計画）についても、作成年月日及び更新年月日の記載がなく、そのため、最新の内容であるか判断ができず、内容の更新も行われていないように見受けられた。

事業団は、消防法等に定められた点検及び報告を遅滞なく行うとともに、緊急時に速やかな対応が可能となるよう消防計画等の内容を更新し、作成・更新年月日ももらさず記載されたい。

## 【2】指導事項

### (1) 文書の收受について

事業団から補助金に関する事前協議書が豊島区保健福祉部長あてに提出されていたが、文書收受印が押されておらず、文書管理システムによる收受も行われていなかった。

また、保育園に関する補助金の申請書等が豊島区長あてに提出されていたが、その一部に文書收受印が押されておらず、文書管理システムによる收受も行われていなかった。

高齢者福祉課及び保育課は、今後、豊島区公文書管理規程に基づき適正な收受手続きをされたい。

### (2) 法定福利費の計上について

事業団は、通常分と「介護職員処遇改善加算」の 2 種類の賞与について賞与引当金を計上しているが、それに対応する法定福利費の計上がされていなかった。

賞与に係る法定福利費の法人負担分については、賞与引当金に係る当期の費用とすべきであるが、法定福利費の法人負担分のうち通常賞与分 12,611,762 円、介護職員処遇改善加算分 6,463,900 円、合計 19,075,662 円が計上もれとなっていた。

介護職員処遇改善加算の金額が算出される時期が 5 月 20 日前後であり、

当期の決算に含めると決算処理が遅くなってしまうため、計上していないとのことであったが、引当金は概算額での計上も認められている。

事業団は、今後、法定福利費を概算額により計上されたい。

出資法人を所管する福祉総務課は、事業団から提出された決算書を確認し、誤り等があった場合は、適正に処理するよう事業団に対し指導されたい。

### 【3】意見・要望

#### （1）経営改善計画について

現在、事業団は収支差額が6年連続赤字であり、平成30年度末では約4,500万円の赤字となっている（30頁参照）。特に、高齢者に関する事業は厳しい経営状況にある。また、施設改修の資金の借入れを行っているが、その返済も2年の猶予期間が終わり、来年度より始まるため、更に資金繰りが厳しくなることが予想される。

経営状況の悪化の原因として、事業団は特別養護老人ホームの稼働率が、入院する入所者の増加により低下したことを挙げている（32頁参照）。

独立行政法人福祉医療機構が行った「2019年度『特別養護老人ホームの入所状況に関する調査』」の結果報告をみても、15.5%の施設において1年前と比較して利用率が低下しており、その主な要因として、入院者の増加と他施設との競合の激化が挙げられている。

入院する入所者を減らすための改善策としては、予防策の充実が重要となる。感染症や転倒事故などの防止により、入院へ至るケースが減少すれば、稼働率の向上につながり、その結果として収益の向上にもつながると考えられる。

また、人材確保の困難と、それに伴う人材紹介手数料等の経費増の問題も、事業団だけの問題でなく全国的な問題として取り上げられている。

人材の確保に向けては、働きやすく、魅力ある職場環境づくりに取り組むことが重要である。

東京商工リサーチによれば、2019年上半期「老人福祉・介護事業」の倒産は55件で、2018年同期から2年連続で前年同期を上回っており、老人福祉事業全体が苦しい経営状況にある。

事業団は、平成28年3月に「第5次経営改善計画書」を策定し、さまざまな努力を重ねているところではあるが赤字の改善には至っておらず、その後も保育事業の余剰金を高齢者施設に関する事業に使用している。今後も安定した経営を続け、地域の福祉の向上を担うために、改善計画の見直しも視野に入れながら、具体的かつ実効性のある改革を進められたい。

## (2) 補助金の計上について

事業団は、区から交付された補助金の一部を未収金として計上しているため、平成30年度分として区がまとめた補助金一覧と、事業団がまとめた補助金一覧の内容に齟齬があった。

また、貸借対照表に計上された未収補助金は、合計額が記載されているのみであり、計上されている補助金の内訳が不明確な状況にあった。

事業団では、決算書の附属明細書まで公表しており、財務情報の情報公開は推進されているが、公表された内容を見ても確認できない部分がある。

今後、事業団においては、補助金一覧を作成する際、当該年度受領分をすべて記載した一覧表を作成されたい。また、貸借対照表に計上する未収補助金については、「注記」として内訳を記載するなど、誰にでも分かりやすい内容で作成するよう工夫をされたい。

## (3) デイサービスの利用率向上について

以前は、事業団の運営するデイサービスの利用者は多く収益率も高かったが、近年、近くに株式会社等の民間事業者が経営する同様の施設が増加したことで競争が激しくなり、4施設全体で見るとやや利用率が低下している(32頁参照)。

新しくできた施設に比べ、施設・設備が古いことがマイナス要因となり、利用率の低下につながっていると考えられるが、施設の改修には莫大な資金が必要となり、経営を圧迫することは避けられないため、ソフト面の充実が課題であると思われる。

デイサービスに行くと元気になり、介護の等級が下がったといった事例もある。利用者が、真に求める質の高いサービスの提供ができれば、施設面でのマイナスを補い、利用者の確保につなげることも期待できる。

事業団は、利用者にもアピールできるサービス内容の再構築を目指すとともに、利用率の向上に努められたい。

## (4) 文書の管理について

事務監査及び会計士検査実施時に、事業団に対して、監査に関する資料の追加提供を依頼したが、依頼した資料が速やかに提出されないケースが散見された。

区では令和元年10月1日、豊島区公文書等の管理に関する条例(以下「文書管理条例」という。)が施行され、今まで以上に文書の適正な管理が義務付けられた。

文書管理条例第2条第1号により、この条例の実施機関は「区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会」と規定されているが、出資法人に対しては区と同一視されることが見込まれるため、同第15条第1項により、「区が出資又は財政的援助を行う法人で区長が指定するもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の



適正な管理を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

また、同条第2項では「区長は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう求めるものとする。」とも規定されていることから、出資法人を所管する課は、適正な文書管理がされているか定期的なチェックを行い、不適正な運用が見受けられたときは、指導すべきである。

事業団は、文書管理条例に準拠した文書管理を行うべく努力されたい。

福祉総務課は、事業団において適正に文書管理がなされているか定期的に確認したうえで適切に指導されたい。

### 3. 公益社団法人豊島区シルバー人材センターについて (所管課:福祉総務課)

#### 【1】指摘事項

指摘事項は認められなかった。

#### 【2】指導事項

##### (1) 補助金経理に関する帳簿の保存年限について

公益社団法人豊島区シルバー人材センター（以下「センター」という。）の財務規程では、帳簿の保存期間は10年とされているが、実際には、区が定めた社団法人豊島区シルバー人材センター補助金要綱の規定により、5年分が保存されていた。

センターの帳簿は、センターの財務規程により保存されるものであるから、同規程により帳簿の保存期間が10年とされている以上、10年間保存すべきである。

センターは、同規程の保存期間を順守されたい。なお、実際の運用が5年の保存とされていることから、適切な保存期間について、同規程の見直しも含め検討されたい。

#### 【3】意見・要望

##### (1) 消防訓練について

センターは、特定防火対象物に該当する。特定防火対象物の管理者は、消防法施行令第3条第10項の規定により、消防訓練及び避難訓練を年2回以上実施すべきとされているが、センターでは、そのいずれも行われていなかった。

センターは、消防法施行令に定められたとおり、年2回以上の訓練を実施されたい。

##### (2) シルバー事業のイメージアップ等について

センターの求人内容を見ると清掃作業が多く、もともとホワイトカラーであった会社員や就労経験の少ない会員の就労希望とミスマッチが生じている。

最近、池袋駅周辺における清掃活動において「としまシルバースターズ」とチームの名称をつけたことでセンターでの業務イメージが向上し、女性の応募が増えたケースがある。業務イメージを変化させることで、ミスマッチの解消につながる可能性があるため、業務内容のイメージアップに取り組むことは重要である。

また、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第103号）」が制定され、シルバー人材センターにおいて、届出により労働者派遣事業を実施することができるようになったことで、業務

の多様化も目指せるようになった。更に、平成 28 年 4 月の雇用保険法等の改正により、一定の要件を満たせば週 40 時間までの就業が可能となった。

このようにセンターにおける就業機会は拡大しており、共働き世帯や高齢者の一人暮らし世帯への家事援助や保育補助事業等の需要が見込まれる。また、全国シルバー人材センター事業協会と企業との連携により高齢者を雇用している事例もある。

センターは、「時代」を考慮したイメージ戦略を取り入れるとともに、多様なニーズを掘り起こすことで、就業希望者が望む仕事の受注を目指されたい。また、多様化したニーズに対応できるよう、会員のスキル向上を目指し、更なるスキル習得の機会を設けることなどについても検討されたい。

## 4. 共同事業体としまのちからについて

(所管課:生活産業課)

### 【1】指摘事項

#### (1) 消費税の経理処理について

区では、指定管理者が提出する会計報告書について、税込金額での処理を求めている。一方、企業会計では、税抜き金額での処理が一般的である。

そのため、指定管理者は、税抜き処理から税込処理に修正した会計報告書を区に提出する必要がある、その作業は手作業で行われることが多いようである。

共同事業体としまのちから(以下「としまのちから」という。)は、各支出において負担している消費税を、経費として計上すべきであったが、区へ提出する会計報告書からもれていた。

としまのちからは、会計報告書を修正し、区へ報告されたい。また、成果配分額に変更が生じる場合は、区と協議のうえ成果配分の変更処理をされたい。

生活産業課は、今後、報告書の内容を精査し、誤りがある場合は、としまのちからに対して修正を指導されたい。

### 【2】指導事項

#### (1) 収支計画書及び収支報告書の報告様式について

としまのちからより区へ提出された収支計画書及び収支報告書には、実際の支出内容と異なる項目に金額が計上されているものがあつた。

区の指定管理者制度運用指針(以下「指針」という。)を見ると、指定管理者は指針によって示された様式により収支計画及び収支報告を行うこととされている。これは、計画と実績の比較が容易にできるよう、同一の様式により報告を行うことを示したものである。

としまのちからは、指針の様式に示された項目をそのまま使用すべきと考え、様式に記載されている項目に当てはまらない内容(警備委託料)を、異なる項目(備品購入費)に計上していた。

指針では、指針に示した様式を参考として、計画と実績を同一様式で報告することを求めているのであり、実際の項目と異なる項目に計上すると、区は提出された報告書の適正な審査を行うことができない。

としまのちからは、実際の項目に合わせて報告書を作成されたい。

生活産業課は、指定管理者が適正な報告書を作成することができるよう指導されたい。

## (2) 指定管理料の変更について

としま産業振興プラザ（以下「イケビズ」という。）の指定管理料は、年度ごとに、指定管理者であるとしまのちからが提案したレベルアップ事業の事業費を、区が承認した上で、定額分にプラスする形となっている。

このことは、当初、指定管理者の公募選定時にとしまのちからより提案があり、指定管理を行う際の条件になっていると、生活産業課から説明を受けた。しかしながら、基本協定書には、その旨の記載がなく、年度協定書にも当該年度の「指定管理料の額等」の規定に「(なお、上記指定管理料には、指定管理業務として行うレベルアップ事業分として 1,987,000 円を含むものとする。)」との記載があるのみである。

としまのちからは、毎年度、区へ提案し、区では予算の査定と合わせて審査が行われていることを確認した。しかし、提案内容に基づき査定が行われ、その結果、指定管理料の額が増減するのであれば、レベルアップ事業について内容及び事業費の審査が行われることに関する詳細を基本協定に定めておくべきである。

また、イケビズに設置された Wi-Fi の仕様が、区からの要望で変更され、それに伴う経費の増加分として、指定管理料を増額している。指定管理料を増額する理由としては妥当であるが、指定管理料の変更にあたっては、変更内容を明記した変更協定書等を締結する必要がある。あった。

実際、消防用設備等の点検の一部について、入居 3 年目の平成 31 年度に予定されていた点検が入居 10 年後に変更になり、経費の一部が不要となったことを理由として平成 31 年度の指定管理料を減額しており、その取扱いについては、基本協定書第 15 条の規定に基づき協議を行ったうえで協議書を作成し、区と指定管理者が記名・押印している。

指定管理者の公募選定時に、指定管理料の増減に関する提案がなされ、それを条件として指定管理者が決定された場合、その内容を基本協定書に定められたい。また、年度ごとの指定管理料は、指定管理者を決定した際に内訳も含む合計額が決定されるのであるから、その後、指定管理料を変更する場合は、区と指定管理者による協議を前提とし、協議の結果、決定した内容を明記した協定書あるいは協議書を締結されたい。

## (3) 文書の收受について

報告書等がとしまのちからから豊島区長あてに提出されていたが、文書收受印は押されておらず、文書管理システムによる收受登録も行われていなかった。

生活産業課は、今後、豊島区公文書管理規程に基づき適正な收受手続きをされたい。

#### (4) 再委託について

としまのちからは、区と締結した基本協定書第 41 条の規定により、再委託を禁止されているが、同条第 1 項ただし書きにより、「(1) 建物維持補修業務に関すること。(2) 清掃業務に関すること。(3) その他甲(区)が必要と認める業務に関すること。」はこの限りではないとされている。そのうえで、同条第 2 項において、「業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面にて対象業務範囲、委託先、委託金額、委託事業者の職員構成・雇用条件等を明示して区の承認を得るものとし」と定められている。

としまのちからは、消防設備点検等の「再委託先の一覧」を区に提出したが、区に対して再委託の承認申請をしておらず、「再委託先の一覧」を申請書に読み替えるとしても、区の承認を受けるために明示すべき内容に不足している。生活産業課においても「再委託先の一覧」を受け取ったものの、その内容を確認しておらず、再委託の承認もされていなかった。

また、としまのちからは、廃棄物の処理についても再委託を行っていたが、この件については「再委託先の一覧」の記載からもれていた。

としまのちからは、今後、再委託を行う際は、基本協定に則り、区の承認を得るために必要な内容を明示した文書を提出し、事前に再委託の承認を得られたい。

生活産業課は、再委託の承認を求められた場合、その内容を確認したうえで承認・不承認の決定を行い、結果を通知されたい。また、再委託の承認を求める書類の提出がない場合や、提出された書類に不備がある場合は、協定書の定めに基づいた処理が行われるよう指導されたい。

### 【3】意見・要望

#### (1) 自主事業の間接経費について

としまのちからは、イケビズにおいて、協定で定める自主事業を実施し、その事業報告及び会計報告を行っているが、直接経費のみが計上されており、間接経費の負担については計上されていなかった。

イケビズの指定管理経費としては、代表団体であるサントリーパブリシティサービス株式会社が負担する間接経費が計上されており、イケビズにおいて指定管理者が自主事業を行うにあたり、間接経費が全くかからないということは考えにくい。

としまのちからは、自主事業の経費を計上する際、生活産業課と協議のうえ、間接経費についても計上すべきである。

#### (2) 飲食施設の運営について

区は、イケビズにおける指定管理者の公募時に、1 階テナント部分の用途を「カフェ・レストラン」(飲食施設)とし、応募にあたっては自主事業と位置づけた必須事業として提案することを求めた。また、提案についての詳細を定め、その基本スキームにおいて、「テナント部分の財産の取扱いにつ

いては、別途、区と指定管理者との間で「行政財産の貸付」の手続きを行います。ただし、指定管理者の管理業務対象範囲とします。」とした。

現在の飲食施設の運営は、としまのちからの構成団体である株式会社プロントコーポレーション（以下「プロント」という。）が指定管理者の自主事業として、単独で担っている。また、テナント部分の財産の取扱いは、プロントと区の間で「行政財産の貸付」による賃貸借契約を締結する形をとっている。

公募時に、テナント部分の財産の取扱いについては、指定管理業務の対象範囲とするとしていたことからすると、現在、テナント部分について、構成団体の一部であるプロントが直接、区と賃貸借契約を結んでいることは、共同事業体が法人格を有しない団体として指定管理の主体となっていることと整合性が取れない。つまり、指定管理者の公募時の設計に問題があったのではないかといった懸念がある。

生活産業課は事業所管課として、こうした懸念を取り除き、指定管理の内容をより良いものとするため、制度設計を見直し、法制度との整合性についても細心の注意を払うべきである。

また、当該飲食施設はプロントによる様々な試み・努力にも拘わらず、業績が振るわず、収支状況は赤字が続いている。

区が飲食施設を設置した目的は、利用者の利便性の向上とともに、飲食施設を中心とした賑わいの創出を図るためである。としまのちからは今後もさらなる取組を行い、集客に努められたい。

## 5. 総括意見

### (行政経営課、各指定管理施設所管課)

#### (1) 指定管理者制度運用指針について

区における施設等の指定管理は、指針に基づき実施されているが、各所管課が指定管理に関する事務を行うにあたっては、指針に記載された内容を、そのまま引き写して協定書等を作成するなど、施設の個別的内容に即した協定書の作成がなされていない状況が見受けられる。その結果、指針の趣旨とは異なる運用が行われている事例が散見される。

指針に対しては、以前より意見を述べており、その意見を取り入れた改定が行われているが、指針の示す内容を正しく理解したうえで運用しなければ意味のないものとなる。

他区の例を見ると、指針にはマニュアル化されたものがある。他区の状況なども含めて引続き調査・研究を行い、例えばマニュアル化するなど、所管課がその内容を誤解することなく、適切に運用できるようにすべきである。

行政経営課は、指針の内容を更に精査し、分かりやすいものとされたい。また、指針に記載された内容や資料として添付されている協定書等は、あくまでも例示であり、各施設や管理者に合わせた内容に変更すべきであることを、指定管理事務を行う所管課に対して十分に説明されたい。

#### (2) 収支計画書及び収支報告書について

指針によれば、指定管理者から提出される収支計画書及び収支報告書は、その内容を見比べやすくするために、同一の様式を使用することとされている。指定管理者は、この指針の内容に従い報告書を作成していたが、区が示した様式の項目を変更できないと理解をしていた。

そのため、指定管理者から区に提出された収支報告書は、実際の支出項目とは異なる内容の項目に当てはめて作成されていた。

指針が示している様式は、あくまでも例示であり、その趣旨は、計画と実績の内容を対比するために同一様式で作成することにある。

指定管理者の理解が不十分であり、また所管課もそれを指摘し修正を依頼していないことから所管課の理解も本来の趣旨を汲んだものとはなっていないことがうかがえる。また、指定管理者は、企業会計では正しい科目に振り分けた資料を作成していたものの、区への報告様式に変換する際に、本来の支出とは異なる項目に当てはめるといった作業を行っていた。

行政経営課は、指定管理者が正しい理解のもと区への提出書類の作成ができるよう、具体的なルールを示されたい。また、所管課が指針に対する理解を深め指定管理者に対して正しい指導が行えるよう、所管課に向けた説明会の開催等を検討されたい。



### (3) 消費税の取扱いについて

指定管理者は、通常、企業会計による処理を行っており、多くの場合、税抜き処理を採用している。ところが、区への報告は税込処理となるため、報告書の作成を一部手作業により行わざるを得ない状況にある。

そのため、数字の転記を行う際に誤りが生じることが多いのが現状である。

今回の監査においても、税込処理の報告書を作成するにあたって、消費税分を経費に計上し忘れていた事例があった。

行政経営課は、指定管理者が新たに選定された際に、区へ適正な会計報告が行えるよう、処理方法について解説を行う機会を設けるとともに、指定管理期間開始後も随時、指導を行われたい。

### (4) 共同事業体について

指定管理を共同事業体で実施する趣旨は、共同事業体を構成する団体相互の得意分野を生かし、各々の力を持ち寄ることで、より良い指定管理の効果を上げることにある。

しかしながら、団体間で協定を結んだうえで、担当した事業に対する事業費の支払いを固定額で受けるなど、構成団体の一部が代表団体の下請けを行っているように見受けられるものがある。

行政経営課は、制度設計を再考するとともに募集方法を工夫し、共同事業体が本来の主旨に沿った力を発揮できるよう所管課に対し指導を行われたい。

### (5) 指定管理者制度におけるサービス向上と経費節減について

指針によれば、「民間の競争原理を利用した住民サービスの向上や経費節減を図る」ことが指定管理者制度の趣旨とある。

このことを踏まえ、まず、経費節減の観点からイケビズの指定管理を見ると、平成30年度の指定管理料は約7,000万円である一方、区が協定に基づき受けた利益配分は約240万円で、利益率は約3%である。

としまのちからが受託する以前の年間管理経費が約4,500万円であることに比べると、約2,500万円支出が増えていながら収入が約240万円というのは、差し引き2,000万円以上の支出増である。つまり、経済合理性の面だけ見れば、新たな指定管理者への移行効果はなかったという結果となる。

しかしながら、としまのちからが指定管理者となったことで、これまでにない様々な自主事業がなされ、利用率、利用者がともに増加するとともに、利用者満足度調査でも「とても満足」「満足」を合わせて88%であり、住民サービス向上の面からは、評価に値する結果となっている。

このように指定管理者制度は、一概に経済合理性だけで語れるものではなく、経済性、効率性、有効性はどうか、区民満足度（サービスの質）はどのように変化したか、公平性や運営の安定性はどうかなど、多角的な観点から評価されるべきものである。要は、経費節減とサービス向上の「バランス」

こそが、行政経営にとって重要な視点である。

行政経営課は、指定管理者制度の運用にあたって、事業者選定方法、利益配分のあり方、区民満足度などのモニタリング方法、協定内容などについて不断の見直しを行い、住民サービスの向上と経費の節減のバランスに配慮がなされるよう、全庁的な指導をされたい。

#### (6) 外郭団体の定義及び評価について

外郭団体については、東京都では「政策連携団体」と定義し、要綱及び基準を定め、決算資料をホームページで公開している。しかし区では、行政経営白書の中で触れているものの、要綱等は策定されていない。また、本来外郭団体と位置付けるべき団体が、外郭団体とされていないように見受けられる。少なくとも、区から職員を派遣しているような団体は、外郭団体とすべきである。

また、行政評価（外郭団体経営評価）についても、所管課任せとなっているが、所管課は自らが所管する団体とともに様々な事業を実施しているのであるから、その団体を客観的に見ることは難しい面もある。

行政経営課は、外郭団体の定義を整理し、明文化した上で公表すべきである。また、外郭団体等に対する最終的な評価の取りまとめも行われたい。

#### (7) 障害者差別解消法に対する対応について

平成 28 年 4 月 1 日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行された。

豊島区では、多くの施設を指定管理者により管理しているが、障害者差別解消法の対応としては、指定管理者は民間事業者の取り扱いとなるものの、区の施設は「豊島区立」の名称を冠しており、利用者等からも区の施設と認識されているため、原則として区と同等の取り扱いとすることが望ましい。

区では、「豊島区 障害者差別解消法指定管理者及び区業務受託事業者対応マニュアル」（以下「障害者差別解消法マニュアル」という。）を平成 30 年 2 月に発行（平成 31 年 3 月改訂）している。これは、障害者差別解消法に関わる、法律・条例の概要や、対応の具体例、さまざまな障害の特性について分かりやすく解説したもので、適切な対応をするためには、内容を理解する必要があるものである。

しかしながら、今回の監査において指定管理者に障害者差別解消法マニュアルが渡されていないことが判明した。所管課は、指定管理者が確認すべき資料を遅滞なく渡すべきであり、また、行政経営課も、各所管課が指定管理者に示すべき資料をもらすことのないよう啓発し、指導されたい。

### 第3 監査結果に対する改善等措置の報告

監査の結果は前項のとおりであるが、指摘事項等各事項について改善等の措置を講じられた時は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員あて通知されたい。

なお、事務監査及び監査委員監査の際、各団体及び各所管課の事務処理方法等に対して口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対処されたい。

## 別紙（団体別概要）

※この「別紙（団体別概要）」は、令和元年10月の監査時点における各団体からの提出資料に基づき作成している。  
なお、本文及び表中における数値は、特にことわりがない場合、平成30年度における実績値である。

### I 豊島区土地開発公社

#### 第1 団体の概要

##### 1. 名称、所在地及び代表者

- (1) 名称：豊島区土地開発公社（以下「公社」という。）
- (2) 所在地：豊島区南池袋二丁目45番1号豊島区役所内
- (3) 代表者：理事長 齊藤 雅人

##### 2. 資産の総額：500万円

##### 3. 目的

公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民福祉の増進に寄与することを目的とする。

##### 4. 事業

- (1) 土地の取得、管理、処分等
- (2) 土地の取得のあっせん、調査、測量その他これに類する業務

##### 5. 組織（平成31年5月30日現在）

理事12名、監事2名、評議員14名、職員10名（区職員兼務）

##### 6. 監査対象区分：出資団体、補助金等交付団体

## 第2 出資、補助金等交付の内容

区は、公社の基本財産を出資しているほか、「豊島区土地開発公社運営費負担金交付要綱」に基づく運営費負担金の交付及び「豊島区土地開発公社運用資金の貸付けに関する要綱」に基づく資金の貸付けを行っている。

### 1. 基本財産の状況

(単位：円)

区 分	金 額
基本財産の額	5,000,000
運用の方法	
定期預金	4,940,000
出 資 金	60,000
運用益の額	2,010
受取利息	510
受取配当金	1,500

### 2. 負担金の状況

平成30年度に区は運営費負担金540,000円を公社に交付した。

そのうち執行済額は374,244円で、残額165,756円は準備金として平成31年度に繰り越された。

(単位：円)

区 分	金 額
交 付 額	540,000
執行済額	374,244
内 訳	
報 酬	238,000
需用費	5,916
役務費	60,328
公課費	70,000
残 額	165,756

### 3. 貸付金の状況

「第4 事業の実績 4. 資金関係 (2) 区からの借入金の状況」(26頁)に記載している。

### 第3 決算の状況

#### 1. 貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
勘定科目	金 額 (円)	勘定科目	金 額 (円)
流動資産	818,168,909	流動負債	344,545,817
現金及び預金	1,584,115	事業未払金	55,154,625
公有用地	816,584,794	短期借入金	289,391,192
事業未収金	0	固定負債	472,038,977
固定資産	5,000,000	長期借入金	395,030,802
出資金	60,000	区借入金	77,008,175
長期定期預金	4,940,000	負債の部合計	816,584,794
		資本金	5,000,000
		資本財産	5,000,000
		準備金	1,584,115
		前期繰越準備金	1,416,349
		当期純利益	167,766
		資本の部合計	6,584,115
資産の部合計	823,168,909	負債及び資本の部合計	823,168,909

#### 2. 損益計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

勘 定 科 目	金 額 (円)	
事業収益		
公有地取得事業収益	185,537,963	185,537,963
事業原価		
公有地取得事業原価	185,537,963	185,537,963
事業総利益		0
販売費及び一般管理費		
経 費	374,244	374,244
事業損失		374,244
事業外収益		
受取利息	510	
受取配当金	1,500	
区負担金	540,000	542,010
経常利益		167,766
当期純利益		167,766

## 第4 事業の実績

### 1. 用地の取得

豊島区との土地等取得依頼契約に基づき、土地5件、面積470.57㎡を買収総額427,210,584円で取得した。

(単位：円)

取得年月日	用地	地区	面積	買収金額
H30.9.10	居住環境総合整備事業用地	上池袋四丁目	107.08㎡	134,001,220
H30.10.3	不燃化推進特定整備事業用地	池袋本町四丁目	73.05㎡	57,164,889
H31.1.28	居住環境総合整備事業用地	東池袋四丁目	112.21㎡	129,345,695
H31.2.13	不燃化推進特定整備事業用地	長崎四丁目	67.88㎡	50,330,068
H31.2.14	居住環境総合整備事業用地	上池袋一丁目	110.35㎡	56,368,712
合 計			470.57㎡	427,210,584

(注) 買収金額の内訳は、土地代金、残地・借地権補償金、物件移転補償金である。

### 2. 用地の管理

平成31年3月31日現在、平成29年度に取得した434.83㎡と平成30年度に取得した470.57㎡を合わせた905.40㎡の用地を管理している。

### 3. 用地の処分

平成29年度に取得した3件のうち次の2件について、区へ売却した。

(単位：円)

売却年月日	用地	面積	売却金額	買収金額
H30.4.9	居住環境総合整備事業用地	194.83㎡	126,119,809	124,544,901
H30.9.25	(仮称)マンガの聖地としまミュージアム整備事業用地	156.50㎡	59,418,154	58,387,558
合 計		351.33㎡	185,537,963	182,932,459

### 4. 資金関係

#### (1) 協調融資銀行団からの借入金の状況

平成30年度は、8件、総額416,775,813円を協調融資銀行団の各金融機関より借り入れた。このうち、年度内に元金4,577,819円及び利息1,366,548円、合計5,944,367円を償還し、年度末の借入金残高は元金分412,197,994円である。

平成30年度以前の借入金については、平成29年度に借り入れた518,638,024円のうち、平成30年度には、元金246,414,024円及び利息5,370,897円、合計251,784,921円を協調融資銀行団の各金融機関に支払った。

借入年度別償還額は次表のとおりである。

[借入年度別償還額]

(単位：円)

借入額		償還額		平成30年度末 借入残高	
年度	借入金額	既償還額	平成30年度償還額		
平成 29 年度	518,638,024	元金	0	元金 246,414,024	272,224,000
		利息	4,816,850	利息 5,370,897	
		合計	4,816,850	合計 251,784,921	
平成 30 年度	416,775,813	元金	0	元金 4,577,819	412,197,994
		利息	0	利息 1,366,548	
		合計	0	合計 5,944,367	
合計	935,413,837	元金	0	元金 250,991,843	684,421,994
		利息	4,816,850	利息 6,737,445	
		合計	4,816,850	合計 257,729,288	

(注) 平成28年度以前の借入金については、すべて償還済みである。

(2) 区からの借入金の状況

協調融資銀行団の各金融機関への支払利息及び一部元金のうち未売却土地分計 85,254,335 円を区から借り入れる一方、平成30年度売却土地分の区借入金計 13,063,010 円を区に償還した。

借入額及び償還内訳額は下表のとおりである。

[借入額及び償還内訳額]

(単位：円)

取得 年度	用 地	平成29年度末 借入残高	平成30年度		平成30年度末 借入残高
			借入額	償還額	
平成 29 年度	居住環境総合整備事業用地 (仮称)マンガの聖地としま ミュージアム整備事業用地	4,816,850	83,891,856	13,063,010	75,645,696
平成 30 年度	居住環境総合整備事業用地 不燃化推進特定整備事業用地	—	1,362,479	0	1,362,479
合 計		4,816,850	85,254,335	13,063,010	77,008,175



## II 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団

### 第1 団体の概要

#### 1. 名称、所在地及び代表者

- (1) 名称：社会福祉法人豊島区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）
- (2) 所在地：豊島区西巣鴨二丁目30番20号
- (3) 代表者：理事長 横田 勇

#### 2. 資産の総額：51億7,299万6,346円

#### 3. 目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

#### 4. 事業

##### (1) 第一種社会福祉事業

- ① 特別養護老人ホームの経営
- ② 軽費老人ホームの経営

##### (2) 第二種社会福祉事業

- ① 老人デイサービスセンターの経営
- ② 老人短期入所事業の経営
- ③ 老人居宅介護事業の経営
- ④ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- ⑤ 障害者福祉サービス事業の経営
- ⑥ 移動支援事業の経営
- ⑦ 保育所の経営
- ⑧ 一時預かり事業の経営
- ⑨ 病児保育事業の経営

##### (3) 公益事業

- ① 居宅介護支援事業
- ② 介護職員初任者研修事業
- ③ 地域包括支援センターの経営

## 5. 組織（平成31年4月1日現在）

理事8名、監事2名、評議員12名、職員537名（職員275名、準職員・パート職員217名、登録ヘルパー45名）

## 6. 監査対象区分：出資団体、補助金等交付団体

### 第2 出資・補助金等交付の内容

1. 出資金：区は、事業団の基本金500万円を全額出資している。

#### 2. 補助金・負担金

高齢者福祉関係では、「社会福祉法人に対する資金の補助の手続きに関する条例」及び「旧区立特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱」に基づく経営支援補助金、「豊島区ケアハウス運営費補助金交付要綱」に基づくケアハウス菊かおる園への運営費補助金、前記条例及び「職員の派遣研修に関する協定書」に基づく基幹型地域包括支援センターへの職員派遣に係る補助金、「高齢者在宅サービスセンターの施設貸付及び運営に関する基本協定書」等に基づく長崎第二豊寿園吸収冷温水機更新工事に関する負担金を区は事業団へ交付した。

保育園関係では、事業団は、区を通じて交付された国庫または東京都の補助金を受けるほか、「豊島区私立保育所設置経費等補助要綱」に基づく西巢鳴さくらそう保育園の園地定期借地に関する土地賃借料補助を受けた。

件名	金額
① 旧区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	368,825,000 円
② 豊島区ケアハウス運営費補助金	16,262,100 円
③ 基幹型地域包括支援センターへの職員派遣に係る補助金	8,450,407 円
④ 長崎第二豊寿園吸収冷温水機更新工事に関する負担金	7,897,000 円
高齢者福祉関係 小計	401,434,507 円
⑤ 豊島区保育士等キャリアアップ補助金	21,375,000 円
⑥ 豊島区保育サービス推進事業補助金	11,909,000 円
⑦ 豊島区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金	17,070,000 円
⑧ 豊島区森と自然を活用した保育推進事業費補助金	104,000 円
⑨ 豊島区保育所等における児童の安全対策強化事業補助金	2,976,000 円
⑩ 豊島区民間保育所一時保育事業補助金	829,500 円
⑪ 豊島区私立保育所設置経費等補助金	3,757,920 円
保育園関係 小計	58,021,420 円
合計	459,455,927 円

### 3. 委託料

区は事業団へ、「駒込第三保育園運営業務委託契約書」及び「南大塚保育園運営業務委託契約書」により豊島区立駒込第三保育園及び豊島区立南大塚保育園の運営業務を委託している。また、「豊島区病後児保育事業委託契約」により西巣鴨さくらそう保育園における病後児保育事業を委託している。

平成30年度委託料は次表のとおりである。

件名	委託料
駒込第三保育園運営業務委託	170,476,340 円
南大塚保育園運営業務委託	176,462,740 円
豊島区病後児保育事業委託（西巣鴨さくらそう保育園）	6,211,560 円
合計	353,150,640 円

### 4. 子どものための教育・保育給付交付金

子ども・子育て支援法第27条、同施行規則第18条の規定及び「豊島区特定教育・保育施設扶助要綱」に基づき、区は事業団へ保育所運営費（施設型給付費）を支給している。

平成30年度給付金額は次表のとおりである。

件名	金額
子どものための教育・保育給付交付金（施設型給付費）	232,586,422 円

### 第3 決算の状況

#### 1. 基本財産の状況

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団定款第28条により、事業団の基本財産は現金10,000,000円と建物をもって構成することが規定されている。

基本財産の額及び内訳は次表のとおりである。

区 分		金 額
基本財産の額		4,634,732,288 円
基本財産内訳	建物	4,624,732,288 円
	基本財産特定預金	5,000,000 円
	基本財産積立資産	5,000,000 円

#### 2. 収支状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
介護保険事業収益	1,986,160,957	人件費	2,084,823,889
老人福祉事業収益	59,006,960	事業費	297,712,648
保育事業収益	682,424,185	事務費	357,309,646
障害福祉サービス等事業収益	12,026,454	減価償却費	261,555,421
経常経費寄附金収益	802,730	国庫補助金等特別積立金取崩額	△204,039,763
借入金利息補助金収益	673,840	徴収不能額	450
受取利息配当金収益	712	徴収不能引当金繰入	238
その他のサービス活動外収益	19,517,679	支払利息	630,272
施設整備等補助金収益	267,113,000	その他のサービス活動外費用	7,821,010
その他の特別収益	45,577	国庫補助金等特別積立金積立額	267,113,000
		その他の特別損失	0
収 入 合 計	3,027,772,094	支 出 合 計	3,072,926,811
		収 支 差 額	△45,154,717

### 3. 貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
流動資産	581,916,416	流動負債	302,799,378
現金預金	116,473,381	事業未払金	134,091,619
事業未収金	289,239,012	1年以内返済予定設備資金借入金	8,444,000
未収補助金	169,528,743	1年以内返済予定リース債務	2,684,628
立替金	2,740,659	預り金	126,677
前払費用	3,990,630	職員預り金	26,239,983
徴収不能引当金	△56,009	賞与引当金	131,212,471
固定資産	5,209,978,133	固定負債	316,098,825
基本財産	4,634,732,288	設備資金借入金	281,556,000
建物	4,624,732,288	退職給付引当金	29,049,725
基本財産特定預金	5,000,000	長期預り金	5,493,100
基本財産積立資産	5,000,000	負債の部合計	618,898,203
その他の固定資産	575,245,845	純資産の部	
構築物	7,117,906	基本金	5,000,000
車両運搬具	10	国庫補助金等特別積立金	4,313,530,511
器具及び備品	64,649,367	その他の積立金	109,285,000
建設仮勘定	341,818,000	人件費積立金	46,759,000
有形リース資産	1,362,485	備品等購入積立金	5,236,000
電話加入権	301,392	施設改修費積立金	52,290,000
ソフトウェア	617,417	基本財産積立金	5,000,000
無形リース資産	1,266,343		
長期預り金積立資産	5,493,100	次期繰越活動増減差額	745,180,835
人件費積立資産	46,759,000	(うち当期活動増減差額)	(△45,154,717)
備品等購入積立資産	5,236,000	純資産の部合計	5,172,996,346
退職給付引当資産	29,049,725		
施設改修費積立資産	52,290,000	負債及び純資産の部合計	5,791,894,549
差入保証金	18,551,160		
その他の固定資産	733,940		
資産の部合計	5,791,894,549		

## 第4 事業の実績

### 1. 主な事業の実績

#### (1) 特別養護老人ホーム

施設名	定員	入所者数	今年度利用率	前年度利用率
アトリエ村	80名	78名	91.3%	94.7%
風かおる里	66名(※)	66名	94.0%	94.4%
菊かおる園	90名	83名	87.7%	94.0%
合計	236名	227名	90.6%	94.4%

(※) 風かおる里の定員は、平成31年3月より62名から66名に変更されている。

#### (2) ショートステイ

施設名	定員	延べ利用者数	今年度利用率	前年度利用率
アトリエ村	8名	3,021名	103.5%	/
風かおる里	10名	3,066名	97.0%	
菊かおる園	10名	4,326名	118.5%	
合計	28名	10,413名	105.7%	105.8%

(注) ショートステイの延べ利用者数には特養の空床利用を含む。  
 風かおる里については緊急ショートステイ1床分を算出基礎から除く。  
 風かおる里については平成30年3月よりショートステイ10床→6床へ転換。

#### (3) デイサービス

##### ① デイサービス (いきいき広場)

施設名	定員	延べ利用者数	今年度利用率	前年度利用率
アトリエ村	45名	12,372名	89.3%	81.9%
菊かおる園	50名(※)	12,001名	86.6%	85.6%
上池袋豊寿園	40名	8,443名	68.5%	72.2%
長崎第二豊寿園	35名	7,990名	74.1%	72.9%
合計	170名	40,806名	76.2%	78.7%

(※) 菊かおる園の定員は、平成30年7月より45名から50名に変更されている。

##### ② 認知症対応型デイサービス (ほのぼの広場)

施設名	定員	延べ利用者数	今年度利用率	前年度利用率
風かおる里	12名	3,792名	102.6%	94.1%
菊かおる園	12名	2,716名	73.5%	69.7%
上池袋豊寿園	12名	1,082名	29.3%	39.1%
長崎第二豊寿園	12名	2,086名	56.4%	52.0%
合計	48名	9,676名	65.4%	63.5%

## (4) グループホーム

施設名	定員	延べ利用者数	今年度利用率	前年度利用率
小菊の家	18名	6,188名	94.2%	97.6%

## (5) 訪問介護ステーション

## ① 登録ヘルパー数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
登録者数	39名	38名	38名	37名	38名	40名

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録者数	40名	40名	40名	39名	39名	38名

## ② 利用者数 (延べ人数)

区分	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	年間計
要支援1	77名	83名	67名	65名	292名
要支援2	90名	91名	103名	108名	392名
要介護1	87名	95名	97名	94名	373名
要介護2	78名	73名	78名	78名	307名
要介護3	23名	21名	18名	13名	75名
要介護4	17名	21名	18名	10名	66名
要介護5	6名	8名	6名	6名	26名
	378名	392名	387名	374名	1,531名

## (6) 訪問介護ステーション (同行援護)

## ① ガイドヘルパー人数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
登録者数	23名 (11名)	23名 (11名)	24名 (12名)	24名 (12名)	24名 (12名)	24名 (12名)

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録者数	23名 (13名)	23名 (13名)	24名 (14名)	24名 (14名)	25名 (15名)	26名 (16名)

(注) 訪問介護兼務者含む、( ) 内はガイドヘルプのみ

## ② 利用者数

区分	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	年間計
利用者数	78名	74名	81名	94名	327名
延べ利用者数	438名	421名	532名	589名	1,980名

(7) 地域包括支援センター

① 相談件数（相談方法別）

施設名	来所	電話	訪問	その他	相談件数合計
アトリエ村	1,433件	1,876件	541件	72件	3,922件
菊かおる園	1,456件	1,330件	692件	48件	3,526件
東部地域包括	1,731件	1,644件	991件	33件	4,399件
3包括合計	4,620件	4,850件	2,224件	153件	11,847件

② 相談件数（相談内容別）

項目（相談内容）	アトリエ村	菊かおる園	東部地域 包括支援 センター	合計
介護保険	2,601件	1,896件	2,498件	6,995件
介護予防プラン関連	851件	158件	974件	1,983件
介護予防事業関連	11件	21件	50件	82件
権利擁護	272件	112件	299件	683件
身障制度	24件	20件	40件	84件
認知症	821件	392件	571件	1,784件
一般施策	522件	376件	691件	1,589件
虐待	156件	116件	51件	323件
介護保険と一般施策以外のサービスに関する相談	810件	257件	418件	1,485件
医療・看護・保健	1,612件	1,321件	1,374件	4,307件
生活・経済	1,284件	580件	763件	2,627件
その他	677件	426件	308件	1,411件
合計	9,641件	5,675件	8,037件	23,353件

(注) 平成28年度総合事業開始に伴う相談件数統計の変更により、総合相談としての内容については「介護予防プラン関連」に含まれるが、指定介護予防支援事業所として行う介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務は相談件数の統計には含めない。

③ 包括支援事業

施設名	虐待(疑い)受付	もの忘れ相談	個別ケア会議開催
アトリエ村	4件	3件	35件
菊かおる園	14件	4件	18件
東部地域包括	14件	12件	36件
3包括合計	32件	19件	89件



④ 介護予防ケアプラン作成件数（介護予防支援）

施設名	委託		直接		計	
	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2
アトリエ村	297件	769件	226件	599件	523件	1,368件
	1,066件		825件		1,891件	
菊かおる園	306件	641件	274件	603件	580件	1,244件
	947件		877件		1,824件	
東部地域包括支援センター	364件	880件	328件	446件	692件	1,326件
	1,244件		774件		2,018件	
合計	967件	2,290件	828件	1,648件	1,795件	3,938件
	3,257件		2,476件		5,733件	

⑤ 介護予防ケアプラン作成件数（予防ケアマネジメント）

施設名	委託		直接		計	
	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2
アトリエ村	420件	550件	432件	416件	852件	966件
	972件 (2件)		874件 (26件)		1,846件 (28件)	
菊かおる園	340件	397件	421件	405件	761件	802件
	737件		829件 (3件)		1,566件 (3件)	
東部地域包括支援センター	383件	405件	419件	285件	802件	690件
	788件		759件 (55件)		1,547件 (55件)	
合計	1,143件	1,352件	1,272件	1,106件	2,415件	2,458件
	2,497件 (2件)		2,462件 (84件)		4,959件 (86件)	

(注) ( ) 内は事業対象者

(8) 居宅介護支援事業所

施設名	ケアプラン作成件数						合計
	要支援	要介護					
	(1・2)	1	2	3	4	5	
風かおる里	123件	410件	389件	204件	149件	140件	1,415件
菊かおる園	121件	369件	280件	194件	144件	60件	1,168件
合計	244件	779件	669件	398件	293件	200件	2,583件

(注) アトリエ村は平成29年7月より休止、平成30年6月末廃止。  
 上池袋豊寿園は平成30年4月末をもって廃止（4月の実績なし）。  
 長崎第二豊寿園は平成29年6月末廃止。

## (9) ケアハウス

施設名	定員	延べ利用者数	利用率
ケアハウス菊かおる園	30名	10,860名	99.1%

## (10) 保育園運営業務

## ① 定員

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	計
駒込第三	9名	15名	19名	21名	45名	109名
南大塚	12名	14名	18名	20名	42名	106名
西巣鴨 さくらそう	20名	22名	24名	24名	52名	142名

## ② 在籍状況（月初在籍）

## [駒込第三保育園]

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
在籍園児数	109名	109名	109名	109名	109名	109名

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
在籍園児数	109名	109名	109名	109名	109名	109名

## [南大塚保育園]

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
在籍園児数	107名	107名	107名	107名	107名	106名

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
在籍園児数	106名	105名	105名	107名	107名	107名

## [西巣鴨さくらそう保育園]

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
在籍園児数	134名	135名	135名	136名	135名	136名

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
在籍園児数	136名	136名	136名	136名	136名	136名

③ 延長保育の利用園児数（延べ人数）

各時間帯に在籍していた園児数（延べ人数）は次表のとおりである。

施設名	登園時間帯			降園時間帯		
	7:15～7:30	7:31～8:00	8:01～8:30	17:01～17:30	17:31～18:00	18:01～20:00
駒込第三	329名	2,752名	8,351名	16,046名	11,921名	7,215名
南大塚	384名	4,208名	8,706名	16,305名	13,527名	8,146名
西巣鴨 さくらそう	664名	5,491名	11,900名	19,842名	14,853名	8,673名

④ 特例保育の実施状況

施設名	特例保育	延べ人数
駒込第三保育園	産休明け保育	14名
南大塚保育園		12名
西巣鴨さくらそう保育園	一時保育	14名
	一時保育	418名
	病後児保育	93名
	休日保育	502名

(11) 新規採用職員研修

受講者数（前期）28名、（後期）26名

### Ⅲ 公益社団法人豊島区シルバー人材センター

#### 第1 団体の概要

##### 1. 名称、所在地及び代表者

- (1) 名称：公益社団法人豊島区シルバー人材センター  
(以下「センター」という。)
- (2) 所在地：豊島区東池袋二丁目 55 番 6 号
- (3) 代表者：代表理事（会長） 米倉 義明  
代表理事（副会長） 橋本 京子

##### 2. 目的

社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

##### 3. 事業

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (2) 高齢者に対し就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 前記事業の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

##### 4. 組織（令和元年8月1日現在）

役員 12 名（理事 10 名、監事 2 名）  
職員 18 名（正規職員 8 名、嘱託職員 4 名、非常勤 1 名、臨時職員 5 名）  
会員数 1,504 名（平成 30 年度末）

##### 5. 監査対象区分：補助金等交付団体

## 第2 補助金等交付の内容

区はセンターに対し、「公益社団法人豊島区シルバー人材センター補助金交付要綱」に基づき、センターの運営に要する経費のうち職員の人件費を含む管理費及びセンターが実施する事業のうち区長が認める事業費に係る補助金を交付している。

### 1. 補助金の執行状況

平成30年度は、概算払いにより合計44,939,988円が2回に分けて交付された。補助金交付確定額は36,230,312円であり、概算交付額を下回ったため、その差額8,709,676円は区へ返還された。

(単位：円)

区分	補助対象項目	概算交付額	確定額	返還額	執行率
管理費	職員人件費（7名）	42,239,988	33,530,312	8,709,676	79.4%
	小計	42,239,988	33,530,312	8,709,676	79.4%
事業費	高齢者・障害者支援サービス事業費	500,000	500,000	0	100.0%
	安全就業推進費	200,000	200,000	0	100.0%
	家事援助サービス事業費	2,000,000	2,000,000	0	100.0%
	小計	2,700,000	2,700,000	0	100.0%
合計		44,939,988	36,230,312	8,709,676	80.6%

### 2. 補助対象事業の実績

主な事業の実績は以下のとおりである。

#### (1) 高齢者・障害者支援サービス事業費

受託件数	22件
就業会員数	15人
金額	626,400円

#### (2) 家事援助サービス事業費

受託件数	1,065件
就業会員数	104人
金額	16,165,397円

#### (3) 安全就業推進費

開催日	内容	会場	参加人数
6月18日(月) 8月15日(水) 3月11日(月)	バリアフリービクス	としま産業振興プラザ内会議室 帝京平成大学内集会室	延64人
7月20日(金)	熱中症対策セミナー	帝京平成大学内集会室	45人
2月28日(木)	安全大会	としまセンタースクエア	78人

### 第3 決算の状況

#### 1. 貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
流動資産	111,896,886	流動負債	71,267,819
固定資産	92,523,016	未払金	69,168,351
基本財産	0	前受金	1,433,640
特定資産	89,992,717	預り金	262,027
減価償却引当資産	0	リース債務	403,801
固定資産取得積立資産	0	固定負債	2,872,030
固定資産取得資産	4,800,000	退職給付引当金	2,872,030
財政運営資金積立資産	82,320,687	リース債務	0
退職給付引当資産	2,872,030	負債の部合計	74,139,849
その他固定資産	2,530,299		
		指定正味財産	0
		一般正味財産	130,280,053
		(うち基本財産への充当額)	( 0)
		(うち特定資産への充当額)	(87,120,087)
		正味財産の部合計	130,280,053
資産の部合計	204,419,902	負債及び正味財産の部合計	204,419,902

### 第4 事業の実績

- (1) 会員数 1,504名 (平成31年3月31日現在)
- (2) 就業率 79.5%
- (3) 契約金額 693,379千円

## IV 共同事業体としまのちから

### 第1 団体の概要

#### 1. 名称及び所在地等

- (1) 名称：共同事業体としまのちから
- (2) 代表団体及び構成団体の名称、所在地及び代表者
  - ① 代表団体：サントリーパブリシティサービス株式会社  
(東京都港区元赤坂一丁目2番3号)  
代表者：代表取締役 間野 文祥
  - ② 構成団体：株式会社東京ドームファシリティーズ  
(東京都文京区後楽一丁目3番61号)  
代表者：代表取締役社長 山田 幸雄
  - ③ 構成団体：株式会社プロントコーポレーション  
(東京都港区港南一丁目8番27号)  
代表者：代表取締役社長 竹村 典彦

#### 2. 資本金の額

- (1) サントリーパブリシティサービス株式会社 1億円
- (2) 株式会社東京ドームファシリティーズ 2,500万円
- (3) 株式会社プロントコーポレーション 1億円

#### 3. 監査対象区分：指定管理者

### 第2 指定管理の概要

#### 1. 対象施設及び指定期間

- (1) 名称：としま産業振興プラザ
- (2) 所在地：豊島区西池袋二丁目37番4号
- (3) 指定期間：平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

#### 2. 指定管理料等

「平成30年度としま産業振興プラザ管理業務 年度協定書」に基づく支出

平成30年度指定管理料：70,195,838円（年度協定第4条）

（レベルアップ事業分 1,987,000円を含む。）

### 3. 指定管理業務の範囲

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設の利用に関する業務
- (3) 中小企業の振興及び勤労者の福祉の向上に資する業務
- (4) 上記(1)から(3)に掲げるもののほか、区が必要と認める業務

## 第3 決算の状況

### 1. 収支状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

収 入		支 出	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
指定管理料収入	70,195,838	人件費	47,754,240
利用料金収入	36,711,235	事務費	9,085,488
レベルアップ事業収入 (チケット販売額)	302,800	施設費	37,227,486
その他	1,739,690	事業費	3,359,447
		その他	175,524
		一般管理費	6,480,000
収入合計	108,949,563	支出合計	104,082,185
		収支差額	4,867,378

## 第4 事業の実績

- (1) 開館日数 347 日
- (2) 施設利用状況
  - ① 稼働率 78.2 %
  - ② 団体登録数 2,384 団体
  - ③ 利用人数 138,216 名
  - ④ 利用料収入 36,711,235 円